

白糠町特別支援教育就学奨励費事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨に基づき、白糠町立小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する児童及び生徒（以下「児童・生徒」という。）の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を支給するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 就学奨励費の支給対象となる者は、白糠町内に住所を有する児童・生徒の保護者で、かつ、その世帯の前年の収入の額（以下「収入額」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定による厚生労働大臣が定める基準に基づき算定したその世帯の需要の額（以下「需要額」という。）の2.5倍未満の保護者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象としない。

- (1) 白糠町就学援助費事務取扱要綱の規定に基づく就学援助
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設等における就学に係る措置

(就学奨励費の費目等)

第3条 就学奨励費の費目及び支給対象は、別表のとおりとし、支給額は、毎年度予算の範囲内において教育委員会が定めるものとする。

(申請)

第4条 就学奨励費の支給を受けようとする者は、毎年度教育委員会が定める日までに特別支援教育就学奨励費認定申請書（別記様式第1号）及び特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書（別記様式第2号）に前年の収入又は所得を明らかにする書類を添えて、児童・生徒の就学する学校の校長（以下「学校長」という。）を經由して教育委員会に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、就学奨励費を受けようとする保護者が個人番号届出書（別記様式第3号）により世帯員の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を教育委員会に届け出た場合は、前年の収入又は所得を明らかにする書類の添付を省略することができるものとする。

(認定及び支給決定の通知)

第5条 教育委員会は、前条の規定により提出された書類の審査を行い、認定又は非認定を決定し、その結果を特別支援教育就学奨励費認定（非認定）通知書（別記

様式第4号)及び特別支援教育就学奨励費支給通知書(別記様式第5号)により、学校長に通知するものとする。

2 前項の通知があったときは、学校長は、当該児童・生徒の保護者に対し、速やかに通知するものとする。

(就学援助費の支給方法)

第6条 就学奨励費は、原則として認定を受けた者の指定する金融機関の口座に振り込みをして支給するものとする。ただし、保護者から委任を受けた場合は、学用品・通学用品費、校外活動費、修学旅行費及び学校給食費について、学校長を代理人とし、支給することができるものとする。

2 前項による保護者からの委任は、委任状によるものとする。

3 委任を受けた学校長は、就学奨励費の委任事務が完了したときは、特別支援教育就学奨励費委任事務完了報告書(別記様式第6号)を作成し、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

(年度中途の認定及び取消し等)

第7条 年度の中途において、転入学等により就学奨励費を受けようとする者については、第4条及び第5条の規定に準じて、その都度、速やかに認定等を行うものとする。ただし、転入学等の前の学校において、支給された経費と重複支給とならないよう十分確認するものとする。

2 年度の中途において、認定を受けている者が次の各号のいずれかに該当したときは、認定の取消し等を決定し、すでに支給した就学奨励費の全額又は一部を返還させるものとする。

(1) 児童又は生徒の転出等により、第2条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。

(2) その他教育委員会が不相当と認めたとき。

3 年度中途の認定又は取消し等を受けた者の支給額は、認定月数により算定し、1円未満の端数が生じた場合は、それを切り捨てるものとする。ただし、学校給食費については、食数により算定するものとする。

(変更の報告)

第8条 学校長又は保護者は、就学奨励費の認定申請に係る事項に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に届け出るものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。